

海外

米州諸国

◆米議会予算局(CBO)、財政収支見通しを改訂

米議会予算局(CBO)は、6月20日、90年度から95年度までの新しい財政収支見通しを発表した(下表参照)。これによると、91年度の財政赤字額は1,620億ドル(S & L

救済に係るRTC支出を含めると2,320億ドル)と、新グラム・ラドマン・ホリングズ法(GRH法)の定める赤字目標額640億ドルを大幅に上回る見通し。同局は、今年3月の時点では91年度の赤字を1,590億ドル(S & L救済費用を含む)と予想していたが、税収の伸び悩みに加え、S & L救済費用が予想を大きく上回ることが明らかになってきたことから、赤字額の見通しを更に上方修正した。なお、行政管理予算局(OMB)のダーマン長官も同日、91年度財政赤字額につき1,590億ドル(S & L救済費用を含めると2,000~2,270億ドル)との見通しを表明。

(億ドル)

年 度	1990年	91	92	93	94	95
財政赤字額 (3月時見通し)	1,590 (1,270)	1,620 (1,340)	1,790 (1,410)	1,820 (1,480)	1,770 (1,330)	1,570 (1,190)
RTC支出を含む (3月時見通し)	1,950 (1,590)	2,320 (1,610)	2,390 (1,240)	1,940 (1,320)	1,460 (1,210)	1,380 (1,100)
GRH法上の 赤字目標額	1,000	640	280	0	—	—
参考・OMB見通し (RTC支出を含む)	N.A. (N.A.)	1,590 (2,000~ 2,270)	—	—	—	—

(注) RTC(整理信託公社)は、S & Lの救済、清算のための機関。

◆米ニューヨーク証券取引所、市場安定化施策に関する報告書を公表

米ニューヨーク証券取引所理事会は、昨年12月に市場不安定化要因の分析、安定化施策の検討を目的としたThe Market Volatility and Investor Confidence Panelを設置したが、6月12日、同パネルが理事会宛の報告書を公表。今回提案された市場安定化施策の概要は、以下のとおり。

1. Circuit Breakersの整備・拡充

— 株価暴騰・暴落時に市場参加者の過剰反応を冷却するため、前日終値比騰落幅に応じ4段階に分けて取引を一時的に停止、この間に売買の調整等を行う。

2. 上場企業による自己株買付規制の緩和

— 証券取引委員会は株価操作防止のため、取引開始時と引け前30分間の自己株買付を禁止しているほか、1日当たりの買付量にも上限を設けているが、自己株買付は有事における市場の信認回復に有効と考えられることから、こうした規制を緩和。

- クラッシュ時において、市場の流動性を高めるような諸施策(マーケットメーカーによるポジション・ヘッジに関する規制緩和等)の導入。
- 取引手法、関連法令に関する啓蒙活動
- 過度の日中価格変動による損失を回避し得るような個人投資家向け商品の開発
- 各市場監督当局間の情報交換、連絡体制の確立
- 各市場監督当局を統合する連邦機関の設置
- 上記連邦機関による各市場証拠金の引上げ

欧州諸国

◇EC、首脳会議を開催

EC加盟国首脳は、6月25～26日、ダブリンにおいて首脳会議を開催した。主要な合意事項は以下のとおり。

- ① 「経済・通貨統合」および「政治統合」に関する政府間協議会(IGC=Inter-Governmental Conference)をそれぞれ本年12月13日、14日から90年下期議長国であるイタリアのローマで開催する。
- ② 同協議会は、加盟国によるローマ条約改訂の批准が92年末までに達成されるべく結論を急ぐ。
- ③ ソ連支援に関しては、EC委員会に検討を要請する(Kohl西ドイツ首相は、今後数年間にわたり総額150億USドルとの金額を提示したが、合意は得られず)。

なお、Jacques Delors EC委員長の留任(1991～92年)についても決定。

◇EC中央銀行総裁会議、組織拡充を決定

EC中央銀行総裁会議(議長ペール・ブנדスバンク総裁)は6月11日の会合(於バーゼル)終了後、7月1日のEC経済・通貨統合第1段階のスタートに向けて、同総裁会議の組織拡充を決定したこと等を内容とするプレスコミュニケを発表。プレスコミュニケの内容は以下のとおり。

- ① 総裁会議をサポートする機関として新たに代理者会議(議長ベルギー中央銀行 Rey 局長)のほか、3つの小委員会(外為政策、金融政策、銀行監督)を設置すると同時に、事務局を拡充する。
- ② 事務局には新たに経済グループ(Economic Unit)を設置することとし、その主たる任務を総裁会議の場において分析的なサポートを提供することとする。本グループは、5人のエコノミストで構成され、総裁会議事務局長(1990年7月1日付で発令)のDr. Baer(前 BIS Assistant Manager)が統括。
- ③ 総裁会議としては、以上のような組織拡充が中央銀行間の協力、金融政策面の協調を一段と強化することに資することを確信している。

なお、ペール議長は同日、本件に関連して以下のよう
にコメント。

- ① 今回の組織拡充は、独立した欧州中央銀行の設立

に向けてのひとつのステップである。

- ② ECが通貨統合を達成していくうえにおいては、経済・金融政策面ですでに高度の協調関係を達成しているフランス、西ドイツ、ベネルクス3国といった少数の国々、すなわちハード・コアがまず欧州中央銀行をスタートさせ、同等のコンバージェンスに達していない他の国々については後から参加することが現実的な方法ではないかと考えている(いわゆる two speed approach)。
- ③ EC中央銀行総裁会議は90年中に欧州中央銀行の規約案を提示する考えである。

◇西ドイツ政府、91年予算案等を決定

西ドイツ政府は、7月3日、91年連邦政府予算案ならびに92～94年中期財政計画を閣議決定した。概要は以下のとおり。

(1) 91年連邦予算

91年連邦財政赤字は△313億マルクと、90年予算(△310億マルク)比ほぼ横ばい。

このうち歳出面をみると、東ドイツ財政支援を目的に設置された「ドイツ統一基金」への払込み50億マルクを含め、歳出総額は3,240億マルクと、90年予算(3,118億マルク、前年比+7.6%)に比べ3.9%の伸び。一方歳入は、順調な景気拡大を背景に税収の増加(90年2,542億マルク→91年2,669億マルク(+5.0%))が見込まれることから、全体でも前年比4.8%増の2,927億マルクとなる見通し。

(2) 92～94年中期財政計画

92～94年中期財政計画をみると、連邦政府の財政赤字は、歳出の規模が各年約3%ずつ拡大することを前提としたうえで、91年(△313億マルク)をピークに、92年以降94年にかけて年々60～70億マルク程度漸減していくとの見通し。

1991年連邦予算案および92～94年中期財政計画の概要

—億マルク、()内前年比%、〈 〉内前年比増減額

	予 算		中 期 財 政 見 通 し		
	1990年 (直近補正後)	91年 (当初予算)	92年	93年	94年
歳 出 総 額	3,118 (+ 7.6)	3,240 (+ 3.9)	3,340 (+ 3.1)	3,440 (+ 3.0)	3,540 (+ 2.9)
歳 入 総 ^(注) 額	2,808 (+ 4.1)	2,927 (+ 4.2)	3,100 (+ 5.9)	3,265 (+ 5.3)	3,424 (+ 4.9)
連邦財政収支	△ 310 〈△ 110〉	△ 313 〈△ 3〉	△ 240 〈+ 73〉	△ 175 〈+ 65〉	△ 116 〈+ 59〉

(注) 歳入には貨幣鑄造益を含む。

◇ブンデスバンク、通貨統合にかかる通貨交換の方法を公表

ブンデスバンクは、6月26日発行の月報6月号において、東西ドイツ通貨統合に伴う通貨交換の方法を公表した。要旨は、以下のとおり。

(1) 東ドイツにおける西ドイツマルクの導入

- ① 90年7月1日を期し、東ドイツにおいては西ドイツマルクが通貨として導入される。ただし、東ドイツにおいて現在流通している50ペニヒ以下の硬貨は、流通停止とされるまで存続。
- ② 通貨交換は東ドイツ金融機関の口座においてのみ行われ、現金同士の直接交換は行われない。

(2) 東ドイツ居住者の手続き

(預金交換)

- ① 東ドイツ金融機関における東ドイツマルク建て預金は、申請に基づいて7月1日以降西ドイツマルクに交換される。
- ② 東ドイツマルク現金の口座への預入および交換申請書の提出は7月6日までに行う要。ただし、やむをえない事情があると判断される場合に限り、90年11月30日まで延長が認められる。
- ③ 交換レートは原則として2:1であるが、個人については76年7月2日以降の出生者の場合2,000東ドイツマルクまで、31年7月2日から76年7月1日までの出生者の場合4,000東ドイツマルクまで、31年7月1日以前の出生者の場合6,000東ドイツマルクまで、1:1の優遇レートが適用される。

(交換申請)

- ① 個人については、1:1の優遇レートで交換が行われる口座が開設されている金融機関に対し、交換申請者を身分証明書とともに提出。法人について

は、メイン銀行に対し代表権者が署名した交換申請書を提出。

- ② 申請者は、申請した預金の原資が適法のものであることを保証するとともに、同預金が口座保有者に帰属することを確認する要。
- ③ 金融機関は、交換申請書に記載された内容を審査するとともに、身分証明書に申請済の旨を記入。
(現金の払出し)

- ① 西ドイツマルク現金は7月1日以降払出される。
- ② 個人については、7月1日および2日の払出しに限り、交換申請時に金融機関に請求できる現金払出証の提出によってのみ行われることとし、その上限金額は2,000西ドイツマルクとする(同払出証は7月6日まで現金払出しに有効)。
- ③ 法人については、7月2日から6日までの払出しの場合、その金額を事前に口座開設先金融機関に届出る要。

(3) 東ドイツ非居住者の手続き(主として東ドイツ居住者との相違点)

(預金交換および交換申請)

- ① 東ドイツマルク現金の口座への預入は6月30日までに行う要。6月30日時点の残高が89年12月31日の残高以下の場合は2:1のレートで交換され、上回っている場合には当該部分につき3:1のレートで交換される。
- ② 交換申請書は、口座開設先金融機関に対し7月13日までに提出する要。郵送も認めることとし、7月13日までの消印有効。ただし、個人についてはやむをえない事情がある場合90年11月30日まで延長が認められる。
- ③ 交換申請書は、東ドイツ金融機関のほか、西ドイ

ツのブンデスバンク拠点および東ドイツ在外公館で入手可能。

(口座取引)

西ドイツマルクに交換された口座を通じる取引は、原則として7月16日以降とする。

ブンデスバンク、東ドイツ金融機関向け再割引枠を発表
ブンデスバンクは、6月11日、東西ドイツ通貨統合発効に伴う東ドイツ金融機関向け再割引枠を発表した。内容は以下のとおり。

- ① 東ドイツに本拠地を置く金融機関は90年7月1日以降合計250億マルクの再割引枠を付与される。個別金融機関別の再割引枠はその資産規模を基準に決定される(西ドイツの金融機関や在西ドイツ外銀の東ドイツ支店には、かかる特別の再割引枠は与えられない)。
- ② 東ドイツに本拠地を置く金融機関はブンデスバンクの債券オベ適格資産を有していないことから、さしあたり同オベのオファーを受けないが、これを補填するため、当該金融機関の再割引枠は西ドイツの銀行比厚めとなっている。本再割引枠は東ドイツ金融機関が債券オベに参加するための条件を備えた段階で通常の再割引枠に縮小される。
- ③ 90年7月1日以降、東ドイツに本拠地を置く金融機関および企業が署名した手形についてもブンデスバンク再割引の対象とされる。
- ④ 一時的措置として、ブンデスバンクは東ドイツに本拠地を置く金融機関との取引において、署名が3つを下回る手形も再割引の適格対象とする。
- ⑤ 平衡請求権については、差入担保として十分な要件を備えた段階でロンバート貸付適格担保とされる。

ブンデスバンク、「ドイツ統一債」の条件を発表

ブンデスバンクは、7月4日開催の国債引受シ団会議の決定に基づき、第1回「ドイツ統一債^(注)」(発行総額60億マルク)の発行条件を以下のとおり発表した。

期 間：10年もの クーポンレート：8.75%
発行価格：101.00 応 利 : 8.60%

(注) 西ドイツ政府が東ドイツ財政赤字補填のため設置した「ドイツ統一基金」<本年中の要調達額200億マルク>のファイナンスを目的に発行。

◇西ドイツ銀行監督局、新自己資本比率規制、オフバランス取引規制に関する最終案を公表

西ドイツ銀行監督局は、ブンデスバンクとの協議等を経て、信用制度法基本準則 I (自己資本比率規制)、Ia (オフバランス取引規制等)に係る最終改正案を公表した。同案は、オフバランス取引の急速な拡大等に対処することを狙いとして検討されてきたものであり、第1次(88年)・第2次(89年)改正案を経て最終的にまとめられたもの。同案の主な特徴点等については、以下のとおり。

(1) 新規制の対象先・発効日等

- ① 新規制の対象は現行規制と同じく、外銀支店を含むすべての在西ドイツ金融機関とし、出資比率40%以上の、または支配的影響力を行使し得る子会社を含めたコンソリ・ベースで適用する。
- ② 新規制は90年10月1日に発効する。
- ③ 自己資本比率規制、オフバランス取引規制ともに日々クリアされねばならないが、当局への報告は毎月末の一時点についてのみ行うこととする。

(2) 新規制の特徴点

(自己資本比率規制)

- ① オフバランス資産が新たに規制対象とされた一方、有価証券については引続き規制対象外とされ、リスク資産にカウントしない扱いとされたこと。
——オフバランス資産の信用リスク相当額算定に際してはB I S 自己資本比率規制における掛目をそのまま適用。
- ② リスクウエイトについては、オンバランス資産用、オフバランス資産用の二本立とし、オンバランス資産に関しては従来同様西ドイツ政府・金融機関向け債権にのみ低リスクウエイトを適用する一方、オフバランス資産に関してはO E C D加盟国政府・金融機関向け債権に対しても西ドイツ向けと同じ低リスクウエイトを適用したこと。
——オフバランス資産に係るリスクウエイトの上限は50%。

<リスクウエイトの例>

	オンバ ランス 資産	オフバ ランス 資産
西ドイツ政府(含地公体)向け債権	0%	0%
他のOECD加盟国政府向け債権	100	0
OECD非加盟国政府向け債権	100	50
西ドイツ金融機関向け債権	20	20
他のOECD加盟国金融機関向け債権 ^(注)	100	20

OECD非加盟国金融機関向け債権 100 50

(注) 国際開発銀行(世銀、欧州投資銀行等)向け債権を含む。
(オフバランス取引規制)

現行ルールにおいては「為替ポジションは自己資本の30%まで」とのみ規定されているが、今般これに金融先物・オプション取引に係るオープン・ポジションの規制が追加されたこと。

——金利リスク・ポジションは自己資本の20%まで、
その他価格変動リスク・ポジションは10%まで。

◇英国メジャー蔵相、EMU(経済通貨統合)に関する新提案を公表

英国メジャー蔵相は、6月20日、German Industry Forumで行ったスピーチの中で、ドロール報告で示された第1段階実現後のEMUの進め方に関し、英国のスタンスを明らかにするとともに、EMF(European Monetary Fund)、Hard ECUの創設・活用を軸とした新提案を提示。スピーチの概要は以下のとおり。

- ① 英国は、ドロール報告の第1段階に深くコミットしており、事実、市場統合のために必要な措置の進展状況は、ドイツと並んで域内で最も進んでいる。また、ドロール報告の第1段階に盛り込まれているERM(Exchange Rate Mechanism)に関しては、英国は、周知の諸条件さえ整えば英ポンドをERMに参加させるつもりであることをここで改めて明言したい。
- ② 英国の第1段階後に対するスタンスは、89年11月に提示したように、いかなる変革も、漸進的・発展的、市場機能を活用したもの、各国の意思を尊重したもの、物価の安定に資するものでなければならないというものである。
- ③ Eurofed構想については、選挙によって選ばれた各国政府に対して責任を負っていないことから、英国にとっては受入れがたいものであり、この点について英国議会(House of Commons)の立場ははっきりしている。英国は、単一の金融政策、単一の通貨が望ましい経済・物価上のパフォーマンスをもたらすために必要とも考えていない。
- ④ 最近、一部でドロール報告の第2段階をとばして通貨統合を進めようとの意見も聞かれる。これは、東西ドイツの通貨統合に触発されたものと考えられるが、この問題とEMUは全く次元の違う話であり、両者を同じように考えるのは誤りである。

- ⑤ ECUの経済通貨統合を進めていくためには、各国経済パフォーマンス・インフレの収斂が大前提であるが、単一の金融政策を採用するだけでこうした条件が達成されるとは考えられない。

英国は、各国の経済パフォーマンス・インフレの収斂を促進する漸進的かつ現実的方法として、ECU銀行券の発行・域内での流通を促進するとともに、ECU銀行券を管理する組織としてEMF(European Monetary Fund)を創設することを提案したい。

——EMFは、域内各国通貨を見返りとしてECU銀行券を発行。したがって、ECU銀行券の発行は、域内マネーサプライの総量を増加させずインフレを促進する心配はない。

——ECU建て預金・貸出の金利は、現在と同様各国金利の加重平均として決定されるため、EMFはECU金利の決定と無関係。

- ⑥ より望ましい将来像は、以上の案をさらに進め、通貨バスケットとしてのECUではなく独立した“Hard ECU”を創設することである。この“Hard ECU”は、各国通貨に対して減価(devalue)することはない。
——EMFは、“Hard ECU”の供給量コントロールやERMにより、“Hard ECU”を各国通貨と一定の範囲内に維持。
——EMFは、“Hard ECU”預金に対して金利を設定。将来、“Hard ECU”市場が整備・拡大すれば、EMFは現在中央銀行が行っているような金融調節により金利をコントロールすることが可能となろう。

以上のような提案に対しては、これがインフレ容認的であるとの見地からの批判が予想されるが、この点については、加盟各国中央銀行に自国通貨のEMFからの買戻し義務を課すことにより解決可能。

- ⑦ EMFは、“Hard ECU”の供給のほか、ドロール報告の第1段階達成後に必要と予想される、ERMの運営(資金供与)、中央銀行総裁会議(Central Bank Governors Committee)およびEMCF(European Monetary Cooperation Fund)の運営、中期的な対外不均衡に係る貸出、ドル・円等域外通貨に対する協調介入も担当、ただし、各国の金融調節は、各国中央銀行が今までどおり実施。

◇英国 Girobank、民営化実施

英国郵便局(Post Office)管轄下の公営銀行である Girobank^(注)の民営化については、89年4月英国中堅 Building Society である Alliance & Leicester が買取り先として決定され、以来買収に関する具体的な条件につき話し合いが行われてきたが、7月1日 Alliance & Leicester と Post Office は本件買収に関する合意文書を正式に取交し、7月2日から Girobank の民営化が実施に移された。

(注) Girobank は、1968年に郵便局における送金サービス近代化を狙いとして Post Office により設立された The National Giro が母体。1976年以降業務範囲を徐々に拡大(1983年には手形交換所の正会員になる)、現在ではクリアリングバンクとほぼ同様の幅広いサービスを提供する銀行となっている。この間、1978年に National Girobank、1987年には株式会社化したのを機に Girobank plc に呼称変更し、現在に至っている。

民営化の具体的な内容は以下のとおり。

- ① 売却金額は112百万ポンド。この金額は90年3月末の Girobank の自己資本(劣後債を除く)116.5百万ポンドを若干下回る水準。
- ② 経営陣8名のうち3名は残留。Chairman は Alliance & Leicester の幹部が就任。
- ③ 民営化に向け、下記の措置を実施
 - a. 企業向け無担保貸出の売却(Building Society には企業向け無担保貸出が法律上認められていないため)
 - b. リース子会社の処分(aと同様の理由による)
 - c. 劣後債務の返済(Post Office に対する劣後債務をすべて、民営化に先立って返済)

◇英国 TSA および AFBD、合併で基本的に合意

英国の証券取引に関する自主規制団体である TSA* (The Securities Association=証券業協会)および AFBD* (The Association of Futures Brokers and Dealers)は、6月28日、両社が合併することで基本的に合意し、91年春の実現に向けて具体的な詰めに入ることを公表した。

* TSA および AFBD は、ともに SIB(Securities and Investments Board)の傘下にある自主規制団体。TSA は証券業務、AFBD は金融・商品先物の監督を担当。

TSA と AFBD は、合併の理由について、

- ① 両者の専門家を1つにまとめることにより、ロンドン市場のモニタリング機能が向上し、これが投資家保護やシステム・リスクへの対応の迅速化に資するとみられること、

- ② 両者の重複をなくすことにより、コスト面での効率的な規制・監督が可能となること、を指摘している。

アジア諸国

◇シンガポール、プライムレートを引上げ

シンガポールでは、6/13日から6/15日にかけて、4大商業銀行がプライムレートを0.5%引上げた(旧6.50%→新7.00%)。今回の措置は資金需給逼迫を背景にインターバンク金利が強含んでいることにかんがみ実施されたもので、本年入り後3度目の引上げ(年初:5.75%→2月:6.00%→4月:6.50%)。

* 4大商業銀行の実施日は次のとおり

オーバーシーズ・ユニオン銀行	6月13日
オーバーシー・チャイニーズ銀行	6月13日
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	6月14日
シンガポール・デベロップメント銀行	6月15日

◇シンガポール、地場商業銀行に対する外国人出資比率規制の緩和および外銀業務の一部拡大を決定

シンガポール通貨庁(略称MAS)は、6月26日、地場商業銀行に対する外国人出資比率の上限を現行の20%から40%へ引上げる旨を発表した(実施日は未定。ただし、ファイナンス・カンパニーについては従来どおり20%に据置かれたくマーチャント・バンクについては従来から制限なし)ほか、外国人株主く個人ないし法人一人当たりの出資比率についても従来どおり発行済株式の5%が上限とされている)。シンガポールでは、従来外国人出資比率規制の適用外であったマレーシア人を今後同規制の対象に組入れるとの方針が明らかにされているが、マレーシア人出資分も規制対象に含めることになれば、大方の商業銀行で外国人出資比率が規制上限の20%を超過することになり、「従来の規制値では外国人出資比率規制が有名無実化するとの判断が今回の規制上限の引上げにつながったのではないか」(6/28日付、ビジネスタイムズ紙)との見方が一般的となっている。

またMASではこれとあわせて、フル・ライセンス銀行^(注)の資格を有する外国銀行について、地場銀行同様、今後電話回線、家庭用コンピュータを利用したホーム・バンキング・サービスを提供できる旨を発表した。

(注) シンガポールの商業銀行は、国内業務の取扱いに関する

る免許内容に応じて、フル・ライセンス銀行(国内・海外を問わずすべての商業銀行業務の取扱いが可能)、制限付銀行(店舗数は1店舗に限定されているほか、国内業務についても普通預金および25万シンガポールドル未満の定期預金受入れが認められないなどの制限あり)、オフショア銀行(オフショア取引主体)の3種類に分類されるが、このうちフル・ライセンス銀行の資格を有するのは計35行(うち地場銀行は13行)。

◇タイ、1991年度予算案を発表

タイ政府は6月27日、1991年度(90/10月～91/9月)予算案を国会に提出した。同予算案は、歳出面で、①高度成長の持続、②所得分配の改善、③人的資源の開発、④生活水準の向上と環境の保護、⑤科学技術力の強化の

5項目に重点を置いた積極予算となっているが、歳入が景気好調を背景に前年比+25%の大幅増加を見込んでいるため、タイとしては初めての収支均衡予算となった。

同予算案の概要は下記のとおり。

- (1) 歳出…歳出総額は、物価安定への配慮から90年度の伸び(前年比+17.3%)を若干下回る前年比+15.7%の伸びとなったものの、経済関係費(インフラ整備関連が主体)、教育費(人材育成が狙い)、一般行政費(公務員給与引上げに伴うもの)等に重点を置いた積極予算となった。
- (2) 歳入…景気拡大に伴う税収増を背景に前年比+25.0%の高い伸びを計上。

タイの1990年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1990年度 修正予算	構 成 比 (%)	1991年度 予 算	構 成 比 (%)	前 年 比 (%)
歳 入		310,000	—	387,500	—	+ 25.0
歳 出	経済関係費	56,635	16.9	71,379	18.4	+ 26.0
	教育費	60,730	18.1	74,722	19.3	+ 23.0
	社会厚生関係費	41,111	12.3	49,770	12.8	+ 21.1
	国防費	59,515	17.8	68,201	17.6	+ 14.6
	治安維持費	12,812	3.8	16,877	4.4	+ 31.7
	一般行政費	34,623	10.3	47,958	12.4	+ 38.5
	債務返済費	69,574	20.8	58,593	15.1	△ 15.8
計		335,000	100.0	387,500	100.0	+ 15.7
財政赤字		25,000	—	0	—	—